

第2章 環境の状況と対策

I 温室効果ガス* 排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会*づくり

第2節 資源の有効利用と廃棄物* の適正処理の推進

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
一般廃棄物* の再生利用率	23.7 % (R元年度)	24.3 % (R5年度)	35.0 % (R8年度)
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (R元年度)	490g/人・日 (R5年度)	428g/人・日 (R8年度)
食品ロス* 量	26.6万t (H30年度)	18.0万t (R4年度)	23.3万t (R8年度)
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (R元年度)	30g/人・日 (R5年度)	27g/人・日 (R8年度)
産業廃棄物* の最終処分量	19.3万t (R元年度)	15.5万t (R5年度)	14.8万t (R8年度)

主な実施施策

1 3R*の推進

◆ ごみを減らすライフスタイルの普及促進

ごみを減らす「循環型ライフスタイル*」の定着に向け、県政出前講座や夏休み親子3R講座の実施により県民への普及促進を進めています。

また、県民に地域清掃活動の積極的な参加など、プラスチックごみの削減とリサイクル促進に向けた行動を呼び掛ける「埼玉県プラごみゼロウィーク」を春と秋の2回実施しました。

◆ 食品ロス削減の促進

食品ロスの削減を推進するため、「県下一斎フードドライブキャンペーン」を開催しました。市町村や社会福祉協議会など101団体により実施され、集まった食品は、フードバンク等を通じて、地域の子ども達等の支援のために活用されました。

また、小盛りメニューや、量り売りなどに取り組む店舗を登録する「彩の国エコぐるめ事業」や、事業者が備蓄する災害用備蓄食料の更新にあわせて県内の子ども食堂やフードバンク等に提供するスキームの構築などに取り組んでいます。

◆ 県の率先行動と市町村支援

リサイクル製品などの環境に配慮したものの優先的な購入や環境負荷を低減する資材等を使用した公共工事の実施など、グリーン購入*に努めるとともに、市町村にも協力を呼び掛けています。令和7年度の「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」において、特にグリーン調達を推進する品目は、23分野307品目（令和7年4月1日現在）となっています。

2 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

◆ サーキュラーエコノミー*の推進

サーキュラーエコノミーの推進に向けて、中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出支援を実施し、令和6年度は、9件、5,812万5千円の補助を行いました。さらに、廃棄物処理業者に、再資源化技術の高度化支援を実施し、令和6年度は、5件、8,116万9千円の補助を行いました。

また、浦和レッズ等と連携し、埼玉スタジアム2002で来場者からペットボトルを分別回収し再商品化する実証実験、食品残渣を

活用した肥料で栽培した野菜を使った中華丼等のスタジアムグルメの販売などによる普及啓発を実施しました。

◆ プラスチック資源の循環的利用の推進

「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」を令和6年6月に設置し、プラスチックの再資源化などの先進事例の情報共有や会員同士の交流の機会を提供しています。令和6年度末の分科会会員数は312者となっています。

また、分科会の会員と連携し、衣類等の回収キャンペーンを開催して県民への意識啓発を行いました。

◆ リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用い、安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度に創設しました。令和6年度末時点で31製品が認定されています。具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図っています。

◆ 「彩の国資源循環工場*」の適切な運営管理

本県では、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備し、現在、8社のリサイクル施設と4社の製造施設が操業しています。運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用しています。

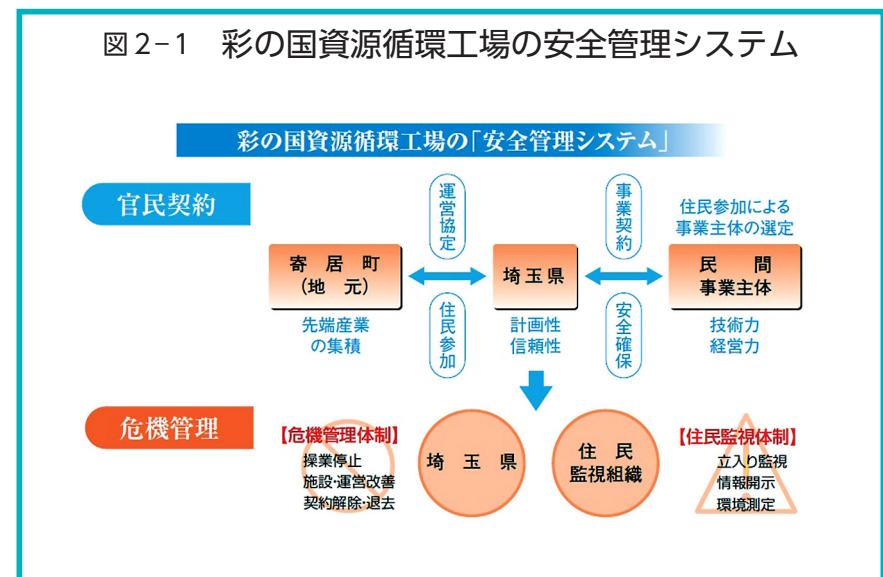


写真2-1 彩の国資源循環工場

◆下水汚泥*の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマス*の利用促進

これまで下水汚泥の燃焼灰をセメント等のリサイクルで活用していましたが、荒川水循環センターの下水汚泥の燃焼灰について、令和6年4月に自治体で初めて菌体りん酸肥料*に登録し、肥料原料としての利用の取組を推進しています。

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源の利活用促進を図っています。

また、食品廃棄物の飼料化・肥料化・メタン発酵化の推進や下水汚泥の消化・固体燃料化など、未利用の廃棄物系バイオマスについて、再資源化や効率的なエネルギー回収などの有効利用を促進しています。

令和6年度は県ホームページ及び研修会等でバイオマス利活用に関する情報提供や啓発を行いました（研修会1回（116人））。

また、農産物安全課内に「農山村バイオマス利活用相談窓口」を設置し、県民や事業者からの相談に応じました（相談件数47件）。

◆浄水発生土*のセメント原料化など再資源化の促進

浄水場において河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土については、セメント原料化などにより再資源化を図りました。

◆太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進

太陽光パネルはガラス・金属・プラスチックが貼り合わされた複合素材のため、廃棄パネルをリサイクルするためには処理費用が高額となることから、その多くが埋立処分されています。将来の大量廃棄を見据え、処理体制の確立や新たなビジネス創出となる連携の支援を目的として、太陽光パネルメーカー、解体業者、処理業者、リユース業者等が参画する協議会を開催しました。

◆各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、小型家電、食品、建設、自動車等、各種リサイクル法が的確に運用されるよう、県民や事業者への普及啓発等に取り組みました。

また、NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会の運営委員会に参加し、廃棄物の減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して情報の発信を行いました。

|| 3 廃棄物の適正処理の推進 ||

◆ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

(1) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対する指導強化

県警本部や市町村など関係機関と連携を図りながら、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行政指導を行うなど、悪質・不適正処理事案への対応強化を図りました。

また、県外産業廃棄物事前協議制度^{*}や建設リサイクル法^{*2}に基づく家屋解体現場等への立入検査など、廃棄物の適正処理、再資源化の促進が図られるよう指導を徹底しました。

令和6年7月に公布された、「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」の施行に当たり、外国語に対応したリーフレットを作成し、説明会を県内4か所で開催する等周知を図りました。

*2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(2) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する適正な行政処分等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める基準に違反した産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、口頭指導や文書勧告を行いました。

事業者が指導に従わない場合は改善命令や業務停止等の行政処分を、特に悪質性の高い事業者に対しては、許可取消処分を実施しました。

(3) 産業廃棄物処理施設の立入検査等

焼却施設や破碎施設など産業廃棄物処理施設の構造と維持管理が適正であることを確認するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく立入検査を実施し、必要な指導を行いました。

表2-1 監視・指導状況

(単位：件)

年度	不法投棄	監視・指導数			
		不適正処理	適正処理	その他	合計
令和2	33	3,007	6,669	794	10,470
3	76	2,760	5,518	1,011	9,289
4	43	2,459	5,645	819	8,923
5	22	2,914	5,957	960	9,831
6	71	2,776	5,462	159	8,397

表2-2 産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対する行政処分などの状況

(単位：件)

年度	行政処分				行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止	改善命令	措置命令	文書勧告	口頭指導		
令和2	13	5	1	11	2,950	7	2,987	
3	6	0	0	31	2,636	22	2,695	
4	18	1	0	5	2,454	12	2,490	
5	17	0	0	17	2,727	5	2,766	
6	15	1	0	6	2,118	11	2,151	

◆ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

(1) 未然防止への取組

県外産業廃棄物事前協議制度の運用や立入検査等により産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による適正処理を推進し、不法投棄の未然防止を図りました。

令和6年10月11日から12月31日までの「不法投棄等防止強化期間」に、県下一斉パトロール等の不法投棄防止の取組を集中的に実施しました。

(2) 早期発見への取組

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的な監視パトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間70回実施しました。

また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合など40の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、夜間・休日を問わず、県民の皆様からの通報を受信する仕組みとして「廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384：ごみをみはるよ)を設置するほか、令和7年2月からは不法投棄通報アプリを導入し、令和6年度は168件の通報を受け付けました。

(3) 早期対応への取組

国土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察との連携を強化するために設置した埼玉県廃棄物等不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、産業廃棄物指導課に現役の警察職員を2名配置するとともに、各環境管理事務所に警察OB職員である廃棄物不適正処理監視指導員を配置し、粗暴事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、令和6年度末現在で59市町村と協定を締結し、市町村職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

(4) 産業廃棄物の山の撤去・改善

廃棄物が大量に積まれて山となった場所に対し「捨て得は絶対に許さない」という基本方針の下、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。

さらに、ドローンを使用した測量によって具体的な廃棄物の量を把握するなど、様々な角度から廃棄物の山の撤去・改善につながる取組を行っています。

◆ ポリ塩化ビフェニル (PCB) * の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によりPCB廃棄物*の処分委託期限が定められていることから、PCB廃棄物の保管事業者に対して、期限までの適正処理を周知するとともに、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

◆ 石綿* 廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、建設リサイクル法に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を465件実施し、石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、解体工事業者等に対して講習会を実施し、関係法令等の周知を図りました。

◆ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

一般廃棄物処理施設の適正な施設構造と維持管理が図られていることを確認するため、立入検査を実施し必要な指導を行いました。

市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管の循環型社会形成推進交付金などの活用を支援しました。

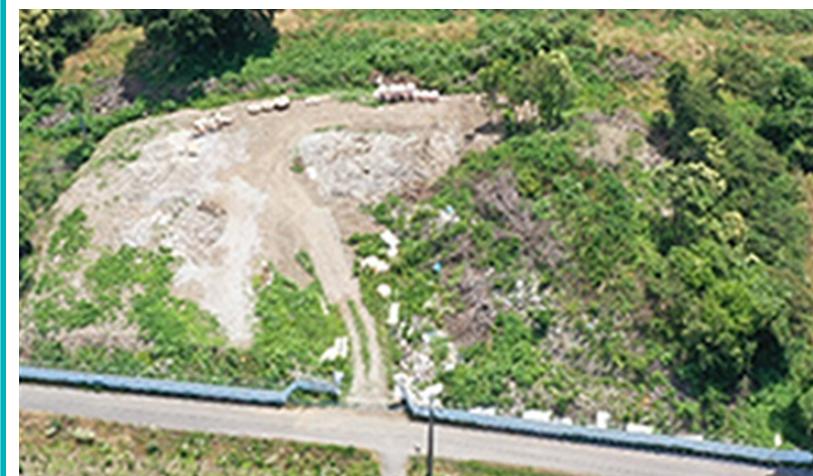


写真2-2 廃棄物の山のドローン撮影



写真2-3 PCB廃棄物 (PCB含有変圧器の運搬処理)

◆ 安全・安心な県営処分場の運営、研究

本県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、県直営の最終処分場^{*}として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、令和6年度の埋立重量は2万4,688tで、供用開始から約191万t（全重量の約70%）を受け入れました。

表2-3 環境整備センターの埋立実績

（単位:t）

年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
令和2 3 4 5 6	31,183 29,297 28,082 25,891 24,688	19,339 17,369 16,152 14,855 14,467	11,844 11,928 11,930 11,035 10,221
埋立量累計	1,905,956	1,580,659	325,297

※平成元年2月供用開始

|| 4 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンス^{*} の向上 ||

◆ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

循環型社会を担う産業廃棄物処理業界への優秀な人材の定着を目的に、県内産業廃棄物処理業者の新入社員を対象とした合同入社式を令和6年5月20日に開催し、33人が参加しました。

また、地域に愛され、信頼される環境産業を目指して、産業廃棄物処理業3S（スマイル・セイケツ・スタイル）運動の展開を図るなど、業界の重要性や魅力を効果的に発信する取組を推進しています。

◆ 市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進

安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進しています。

◆ 災害廃棄物対策の推進

令和6年7月の大暴雨において朝霞市などでは多数の建物に浸水被害が発生し、大量の災害廃棄物が発生しましたが、災害廃棄物処理支援協定締結団体^{*}の協力のもと処理を行いました。

また、県は、今後も起こりうる災害に備えるため、国、県、市町村及び災害廃棄物処理支援協定締結団体により研修を実施しました。